

# 三松会葬儀施行の流れ（概要）

生活保護受給者において、親族等が全く居ない場合などは葬祭扶助の範囲内にて下記の事を全て執り行います。また、生活保護受給者でない生活困難者においても親族が全く居ない場合などにおいては、本人の所持金内、健康保険の返還による葬祭費にて同様に執り行います。

全て三松会にて執り行います

## 病院入院



緊急時の身元引き受け。  
親族等誰も居ない場合は病院代等諸々の支払い代行、  
必要品の手配など出来る範囲でカバーします。

## 死亡



親族が拒否など等にてどなたもいない場合はあらかじめ必要事項  
記入表を三松会にお送りしていただき、病院等にあらかじめ三松会  
を利用する旨伝えておくことにより土日祝日などにて死亡者が発生  
しても三松会が諸手続きなどは遺族にかわって代行します。

## 搬送

霊柩車を所有してますので24時間体制にて病院・自宅等までお迎えに行きます。



## 遺体安置

親族等が拒否等し安置する場所がない、またはお金が無く葬儀が上げられない。親族等  
はいるが行方不明などで連絡がとれないなど諸々の場合、問題が解決するまで三松会に  
て御遺体を安置保管いたします。

## 諸手続

火葬手続きなど諸手続は一切三松会が代行します。

親族が拒否した場合など、どなたも居ない場合など火葬手続きから年金関係書類  
など諸々の手続きまで出来る範囲でカバーします。

## 葬儀・告別式

三松会では通夜葬儀・告別式を行わずに火葬する事はありません。

三松会では葬儀会館を所有しておりますので、親族等が拒否しどなたもいない方でも生前携わった  
関係者と共に、全く身寄りの無い方でもスタッフが遺族になりかわり会館にて必ずお葬式を執り行  
っております。

菩提寺のある方に関しましては菩提寺に来ていただき通夜葬儀・告別式をしていただき三松会は  
葬祭のお手伝いをさせていただきます。

## 遺骨保管

諸々の事情・状況などにより御遺骨を火葬後に安置する場所が無い場合などは  
問題が解決するまで、御遺骨は安置・保管いたします。

## 遺骨の引き取り

菩提寺がある場合など埋葬する場所がある場合はそちら  
の墓地へ埋葬いたします。

## 共同墓地埋葬



御遺骨保管後、問題が解決し埋葬する場所がない方、または諸々の事情にて埋  
葬する場所がない方などで同意を頂いた場合は春彼岸・秋彼岸前に合同葬を執  
り行い戒名を授け共同墓地に埋葬いたします。

## 慰霊祭

共同墓地に埋葬供養された方の合同慰霊祭を年に一度5月に執り行い、親族や関係者をはじめ  
自治体や施設の責任者の方々に参列してもらい、心のケアをいたしております。